



## 【南谷のコラム】

梅雨間近。まもなく一年で最も鬱陶しい季節がやってきます。

**そんな中で南谷は非常に怒っております。** 

何かというと近頃の政府がやること為す事全てです。

特に財務省がらみの政策は酷いといしか言いようがない。昨年の10月から始まったインボイス制度。今年の1月から経過措置が切れて義務化された電子帳簿保存法における請求書及び領収証の保存方法。最も訳が分からないのがこの6月から始まる『定額減税』。

税制は「簡素」・「中立」・「公平」が原則のはず。何百ページに上る Q&A を作り、説明会を何度も開いてもほとんど理解されないような制度を設計し、それを国民や企業に義務的にやらせる。「お前ら何様や！」税理士にも解らんような税制を一般国民や企業の経理担当者に理解せよというのが無理なこと。

一番腹立つのが『定額減税』6月以降給与から控除する所得税を3万円に達するまで減税（控除しない）するというものである。しかも給与明細に減税額の明記を義務付けた。誰が給与明細などしっかり見ているのか？弊社の社員さえ給与明細の袋を開封しない者が多数いる。たった一度の制度のために給与ソフトのバージョンアップや事務負担による残業手当の増加など企業負担は増えるばかり。しかも給与から控除される所得税が3万円に満たない場合には残額を給付するという。なんじゃそれ？おそらく地方自治体にその給付事務を押し付けるのだろう。それなら初めから給付一本にしておけば減税にかかるコストも低くなり、減税を受けた国民の認識もハッキリしたであろうに。

『電子帳簿保存法』の改正についても、それが何の意味がある？電子データで受け取った請求書及び領収書を電子データのままで保存せよ、紙にプリントアウトしたものは認めない。しかも税務調査の際に便利にように二つ以上の項目での検索を可能にせよという。

各税法において請求書や領収書は原本を保存しなければならないという規定があり、電子データで受け取ったものをプリントアウトしたものは原本ではないし、改ざんされる可能性が高くなるということらしいのだが、全ての事業者がデジタルに精通しているわけではないし、改ざんかどうかを調査するのは「お前らの仕事やろ」と思うのである。

どちらの件も政府・行政の業務を企業や事業者にも負担を押し付けるもので到底納得できないものである。

### INDEX

- ◆ 代表社員税理士 南谷のコラム
- ◆ 弊社 西堀が行政書士登録、業務を開始
- ◆ 【職員アンケート】雨の日のお気に入りスポット
- ◆ 20周年記念セミナー 続報
- ◆ あおば総合社労士事務所からのお知らせ

一方でインボイス制度については、私は基本的に賛成の立場である。

ただ、今回のインボイス制度の導入には違和感を覚える。すでに既得権益となっている免税事業者に消費税相当額を請求できる部分を残したままで導入するから妙な経過措置を作らなければならない。そもそも不完全な消費税をいったん白紙に戻したうえで、改めてインボイスを発行できる人のみが消費税を上乗せできる制度に変更すべき。こうすれば完全に「預り金」となり不公平は無くなる。また、これはインボイスとは関係のないことだが同じく既得権益となっている輸出免税を課税売上でなくすることで消費税収入は大幅に増えるはずである。

近頃の岸田政権の政策を見ていると本当に腹立たしくなります。

色々なところでおかしな事はおかしいと訴えていきたいと思っております。



**話は変わりますが、弊社は去る4月30日に設立から20年を越えました。**

池田、堀井と並び奈良県新公会堂の能舞台での『あおば』設立式典から20年が経ちました。ここまで継続してこられたのもひとえにご理解ご協力をいただき、またいろいろ叱咤激励を下された関与先の皆様のおかげと感謝申し上げます。今後も引き続き関与先皆様のお役に立てるよう精進してまいります。

そのご恩に少しでもお返ししたいとの思いから9月6日(金)に設立20周年の記念講演会及び懇親会を開催させていただきます。「思いは実る」ということを感じていただける内容をお届けしたいと思っております。

次の10年に向けたあおばの姿をご覧いただきたいと考え、社員一同が様々な趣向を凝らして皆様の貴重な時間を精一杯おもてなしさせていただきます。

お忙しいとは存じますが是非共ご参加くださいますようお願い申し上げます。

# 行政書士 西堀 業務開始のご案内



この度、弊社職員の西堀が行政書士登録を完了し、行政書士としての業務を開始させて頂くこととなりました。

## 《ご挨拶》

西堀 良と申します。この度、2023年度行政書士試験に合格し、6月15日をもって行政書士登録が完了し、実務を開始させて頂くこととなりました。

私自身、幼少期から野球に打ち込む毎日で、まさかこうして法律業務に携わり行政書士として業務をするとは考えてもいませんでした。ご縁を頂き平成29年4月に税理士法人あおばに入社し、業務と並行して行政書士試験に合格するまで5年もの時間を要しましたが、今後も一層、プロとしてのノウハウを身に着けることができるよう励んでいきたいと思っております。

これまでの、野球人生・税理士法人あおばでの経験・試験勉強から培った「気づき力」、「問題解決力」、「正確さ」、「忍耐力」、「礼儀正しさ」を武器にお客様のサポートに努めて参ります。お困りごとがございましたら、是非ともお声がけくださいませ。

## 《所属》

税理士法人あおば 大阪事務所

大阪府大阪市西区立売堀一丁目1番1号 立売堀一番館4階

TEL:06-6541-6790

氏名 西堀 良 (にしほり りょう)  
出身地 三重県度会郡南伊勢町   
趣味 野球観戦   
強み コツコツ物事に取り組むこと・正確性  
好きな食べ物 うなぎ   
好きな言葉 若い時に流した汗と涙は年老いてから宝石  
となって返ってくる。苦労は買ってでもする。



主な対応業務…入管業務全般（ビザ申請、海外進出サポート、外国人渉外業務等）  
各種許可業務（建設業許可、産業廃棄物関連業務、農地転用、風俗営業許可等）

## その他行政書士業務全般

### ●「官公署に提出する書類」

官公署（各省庁、都道府県庁、市・区役所、町・村役場、警察署等）に提出する書類の作成、同内容の相談やこれらを官公署に提出する手続について代理することができます。

### ●「権利義務に関する書類」（権利の発生、存続、変更、消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする書類）の作成及び相談を受けることができます。

主なものとしては、遺産分割協議書、定款、各種契約書等

### ●「事実証明に関する書類」（社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書）の作成とその代理、相談業務を受けることができます。

主なものとしては、実地調査に基づく各種図面類（位置図、案内図、現況測量図等）、各種議事録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表等

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

# 雨でも楽しめる！お出かけスポット

## <お買い物>

### ●コストコ和泉倉庫店

家電・衣類・食品・おもちゃ・日用品と幅広い品ぞろえと、試食・試飲をたくさん行っているのが美味しく楽しく見て回れますし、飲食コーナーでは割安のピザ・ホットドック・飲み放題ドリンク・ビッグサイズソフトクリーム等の食事もできます。

隣にららぽーともあって選択肢たくさんです。

### ●西宮ガーデンズ

百貨店とモールが合体していて、映画館もあり楽しく一日中楽しめます。

### ●IKEA 舞浜

一周回って、食事して、買い物をして帰る注意△ベッドのマットレスなど大きなものを購入すると、車に乗らない!!となってしまうので注意。

### ●松原のホームセンター ハンズマン

めちゃくちゃ大きいホームセンターで、全てを見て回るとなかなか時間がかかるので、楽しい隣にイオンもあり、買い物の幅も広がります。



ハンズマンHPより

### ●船場センタービル

1号館から9号館まで繋がっていて、服のショッピングと美味しいものも食べれます。

### ●アウトレット竜王

立体駐車場に止めれば、雨に濡れずにショッピング



森下撮影 長谷寺にて

## <癒やし>

### ●桜井の長谷寺

梅雨に映える花と言えば、紫陽花（あじさい）。紫陽花を楽しめるお寺は、京都の三室戸寺や大和郡山市の矢田寺が有名ですが、先月の長谷寺では「花の回廊」、境内の石段にたくさんの紫陽花（鉢植）が飾られていました。地植えの紫陽花は、これから見頃を迎えることでしょう。ちなみに、門前町の草餅も美味しかったです。

### ●鈴虫寺（華厳寺）

美しい鈴虫の音色をバックに、面白い説法を聴けます。

## <ほっこり>

### ●お亀の湯

曽爾高原の山麓に湧き出す温泉を引く日帰り温泉施設。露天風呂が結構大きいです。周りにもファームガーデンなどがあります。

### ●水春 潮芦屋温泉

温泉だけでなく岩盤浴、サウナ、ロウリュサウナ、休憩スペースがあります。

### ●五条市金剛の湯

### ●大阪府貝塚市にある美笹の湯（岩盤浴）

7種類の岩盤浴と漫画が充実しており、飲食スペースもあるので一日中くつろぐことができます。



美笹の湯HPより

### ●精華町にある源氏の湯

温度ごとに分けられたサウナもあり、身も心もリフレッシュ



金魚ミュージアムHPより

## <レジャー>

### ●ミナラの中にある

### NARA KINGYO MUSEUM

トリックアートとかあって結構楽しめます！

### ●てんとう虫パーク

トランポリンやバスケットボール、バドミントン、クライミングなどいろいろなスポーツを楽しめます。昔のゲームが置いていたり、漫画を読むスペースがあったり、カラオケを楽しめたりなど運動以外のものもあるので一日中楽しめます。

### ●大阪市立科学館

巨大なスクリーンに打ち出される映像は大迫力。プラネタリウムも綺麗



大阪市立科学館HPより

### ●Immersive Museum Osaka

音と映像による絵画への没入体験

### ●琵琶湖博物館

### ●かねふく明太パーク



Immersive Museum HPより

### ●家

雨の音を聞いてリラックス

（雨の音には 1/f ゆらぎが含まれており、疲れが出ていると感じた時や、集中したい時には、雨音に耳を澄ませてみるとよいそうです）

## <番外編>

- 続報 -

# AOBA20th

Sustain & Grow

税理士法人あおば 創立20周年  
記念講演会&記念懇親会

企業体としてはまだまだ「あおば」ではありませんが、設立から20年、お客様への感謝を込めて節目のイベントを企画致しました。ご多用の折とは存じますが、グループ一同、心を込めて設営させていただきますので、ぜひご参加頂ければと存じます。

日時：令和6年9月6日（金）13時開場・受付  
講演会：於 奈良県コンベンションセンター  
（奈良市三条大路一丁目691-1）  
懇親会：於 JW マリオット・ホテル奈良  
（奈良市三条大路一丁目1-1）

- 【第一部】講演会（@奈良県コンベンションセンター）  
対孤独用分身コミュニケーションロボット「OriHime」を開発し、様々な方に社会参加の機会を創出する奈良県出身の起業家、吉藤オリィ氏にご講演いただきます。
- 【第二部】懇親会では、会場をJ.W.マリオットホテル奈良に移して行います。

## あおば総合社労士事務所からのお知らせ

### ○令和6年度労働保険料等の申告・労働保険の年度更新

※労働保険料は、4月1日から翌年3月31日までを1年間とし、毎年申告・納付します。

**更新期間：令和6年7月10日(水)まで**

### ○健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届

※9月から翌年8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額が決定します。

**提出期間：令和6年7月1日(月)から7月10日(水)**

厚生労働省が差出人の、緑・または青の封筒が届きましたら中をご確認ください。  
事業の廃止・労働者を使用しなくなった・申告時に納付できない場合でも申告は必要です。  
その他ご不明な点がございましたらご連絡ください。

あおば総合社労士事務所

税理士法人 あおば 発行責任者 南谷正仁  
本社 〒632-0071 天理市田井庄町528  
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223  
奈良支店 〒630-8115 奈良市大宮町7丁目1-33 奈良ビルディング6階  
TEL 0742-36-0020 FAX 0742-36-0021  
大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀1-1-1 立売堀1番館4階  
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789  
URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail [info@aoba-atm.com](mailto:info@aoba-atm.com)

